

## 仕組みの概要

～市町村直接交付モデル整備～

### I 計画関連

#### 1 対象となる事業

別表に掲げる内容

#### 2 事業計画

- (1) 計画主体 県境を越える2以上の地方公共団体の共同。ただし、都道府県どうし  
のみの共同は対象外
- (2) 計画期間 単年度
- (3) 計画単位ごとに提出（複数の市町村が連名で提出、若しくは、代表の市町村を決  
めて、代表名で提出するかは選択可能）

#### (4) 事業計画の作成

計画主体の長が作成するものとし、林野庁長官（沖縄県知事及び沖縄県内の市町  
村長にあっては、沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に申請するも  
のとする。事業計画においては、下記に定める事項を定めるものとする。

なお、目標を定量化する指標（以下「指標」という。）は、指標のガイドライン（記  
入要領別表1）に基づき記載するものとし、該当する政策目標に関する計画主体ご  
とに設定する指標（以下「全体指標」という。）のほか、施設費の個々に設定する指  
標（以下「個別指標」という。）とする。

- ① 基本的事項（森林・林業・木材産業に係る現状と課題、施策の基本方針等）
- ② 全体計画（メニュー、全体指標）
- ③ 施設費
  - ア 個別指標
  - イ 具体的事業内容
  - ウ 費用対効果分析結果

また、事業計画の内容の適切性について、計画主体の長が事前点検シート（様式  
3）を作成するものとし、事業計画書（様式2）に添付するものとする。

#### (5) 事業計画の変更（重要な変更）

重要な変更については、下記の場合に行うものとし、事業計画変更申請書により行  
うものとする。ただし、附帯事業は除く。

- ① 政策目標単位での全体指標（指標の種類及び数値）の追加・変更又は廃止
- ② 政策目標単位での事業主体の新設・変更又は廃止

#### (6) 事業計画の策定においては、関係法令等を十分考慮するとともに、関係機関等と の調整を図るものとする。

#### (7) 別表の政策目標「望ましい林業構造の確立」、「特用林産の振興」及び「木材利用 及び木材産業体制の整備推進」に係る施設整備については、都道府県林業・木材産

業構造改革プログラムに示された目標の達成に資するものとする。

### 3 事業の実施

- ① 事業期間 単年度
- ② 事業主体 メニューごとに国が定める者又は計画主体が指定する者
- ③ 附帯事業 事業費（附帯事務費除く）の1割以内
- ④ 地域提案 事業費（附帯事務費除く）の2割以内
- ⑤ 附帯事務費 2.1%を上限  
ただし、都道府県を経由する場合は、都道府県附帯事務費は1.7%を上限とし、市町村附帯事務費は、(2.1%マイナス(－)都道府県附帯事務費の割合)を上限
- ⑥ 下限事業費 50万円

### 4 実施報告

国の助成が行われた年度における実施報告については、農林畜水産業関係補助金等交付規則に基づく実績報告をもってかえるものとする。

### 5 達成状況報告

計画主体の長は、指標の達成状況について、下記のとおり林野庁長官等へ報告するものとする。

#### 1 全体指標

##### 施設費

ア 目標年度は、事業完了の翌年度から起算して5年目とする。

イ 調査年度は、事業完了の翌年度から起算して5年目（目標年度）とし、調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。

#### 2 個別指標

(1) 目標年度は、事業完了の翌年度から起算して5年目とする。

(2) 調査年度及び報告年度

調査年度は、事業完了年度の翌年度から起算して3年間及び5年目（目標年度）とし、各調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）、林業機械作業システム整備並びに林業構造確立施設の整備、沖縄林業構造確立施設の整備、木のまち・木のいえ環境モデル整備、地域材の水平連携加工システム整備及び製紙用間伐材チップ安定供給システムモデル整備の効率化施設整備により導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支実績については、営業（実施）年度から起算して3年間及び5年目（目標年度）に調査し、各調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。

### 6 事業評価（費用対効果分析）

1 事業主体は、個別の施設費について、国が別に定める「森林・林業・木材産業づくり交付金の事業評価実施要領（平成20年3月31日付け19林政経第308号林野庁長官通知）」に基づいて、下記のとおり事前評価及び事後評価を実施するものとする。

## 2 事前評価

事業主体は、事業計画の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、計画主体の長に報告するものとする。

## 3 事後評価

事業主体は、目標年度において、事前評価を行った施設ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、計画主体の長に報告するものとする。また、収支を伴う施設については、事業完了年度の翌年度から起算して3年目についても費用対効果分析を行うこととし、計画主体の長等に報告するものとする。

なお、上記による報告を受けた計画主体の長は、別途様式により各評価年度の翌年度の10月末日までに達成状況報告と併せて林野庁長官等に報告するものとする。

## 4 その他

上記のほか、計画主体の長は、達成状況報告の際に、当初想定された事業効果が発現されているか否かといった観点から総合的評価を行うものとする。

## 7 改善措置

1 計画主体の長は、事業計画における指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、林野庁長官が別に定めるところにより、必要な措置を講じ、その結果を林野庁長官等に報告するものとする。

2 1の低調である場合とは、次の（1）及び（2）の場合とする。

（1）事業計画に定める指標の目標年度までの期間において、個別指標の目標値の達成率が3年間連続して70%未満である場合又は単年度で50%未満の場合

（2）事業計画に定める指標の目標年度において、個別指標の目標値の達成率が70%未満である場合

3 計画主体の長は、2の（1）の場合で、かつ、指標の目標年度において目標達成が困難と判断される場合又は（2）の場合には、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年7月15日法律第147号）第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者）等による経営指導及び事業主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施し、その結果について林野庁長官等に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。

4 計画主体の長は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間、改善措置に対する達成状況を別途様式により林野庁長官等へ報告するものとする。

5 計画主体の長は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50%未満である場合は、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとし、その結果を林野庁長官等へ報告するものとする。

- 6 林野庁長官等は、計画主体の長から5による検討の結果、事業を継続する旨の報告を受けた場合は、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められるときには、計画主体の長に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合、学識経験者等第三者の意見を聴取することができるものとする。

## 8 交付金の交付

国は、毎年度、予算の範囲内において、本交付金の事業の実施に必要な経費の一部について、計画主体に対して本交付金交付するものとする。

計画主体の長は、交付された本交付金を、事業計画に計上されている範囲内において、自らの裁量により、異なるメニュー及び事業主体の間で配分できるものとする。

なお、交付に当たっては、①いずれかの計画主体へまとめて交付する、②計画主体毎に交付する、のいずれかを選択することができる。この場合、当該メニューに付随して交付された附帯事務費についても同じとする。

## 9 指導推進体制等

- (1) 計画主体は、事業主体による本事業の実施について、総合的な指導監督を行うとともに、本施策の効果的かつ適正な推進を図るため、関係行政機関、森林・林業・木材産業関係団体、学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に努めるものとする。
- (2) 国は、本交付金の実施について、必要に応じて指導、助言、調査等を行うことができるものとする。
- (3) 国は、交付金による事業の適正な執行を確保するため、実施手続等について第三者の意見を聴取するものとする。
- (4) 国は、計画主体の長に対し、本交付金による事業の実施に関する資料の提出を求めることができるものとする。

## 10 事業の透明性・客観性の確保

計画主体の長は、交付金事業に係る事業計画（変更計画含む。）、達成状況報告、評価結果、改善措置の内容及びその進捗状況について、インターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表するものとする。

## 11 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手（装置等の発注を含む。）は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、計画主体の長は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成20年3月31日付け19林政経第310号林野庁長官通知）に基づき林野庁長官等に提出することとする。